

歴史まちづくり法（国土交通省資料より）

我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれていることにより、それぞれ地域固有の風情・情緒、たがずまいを醸し出しています。しかしながら、維持管理に多くの費用と手間がかかること、高齢化や人口減少により担い手が不足していることで、歴史的価値の高い建造物や歴史や伝統を反映した人々の生活が失われつつあります。

「歴史まちづくり法」は、このような良好な市街地の環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承するために施行されました。

歴史まちづくり法の概要

基本方針 (国が策定)

歴史的風致維持向上計画 (市町村が作成)

認定歴史的風致維持向上計画

- 方針
- 重点区域の位置
- 文化財の保存または活用に関する事項
- 施設の整備または管理に関する事項
- 計画期間 など

重点的な支援

各種事業による支援

- 社会資本整備総合交付金
- 都市公園事業
- 都市再生整備計画
- 街なみ環境整備事業
- 地域用水環境整備事業

法律上の特例措置

- 歴史的風致形成建造物
- 電線共同溝
- 農業用排水施設
- 都市公園
- 文化財保護
- 屋外広告物

意見

歴史的風致維持向上協議会

NPOなど、多様な主体の連携のもと施策を推進

歴史的風致維持向上支援法人

認定申請

認定
(3カ月以内)

国による認定制度

文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

協議

関係行政機関の長

歴史的風致維持向上計画のイメージ

※計画期間はおおむね5～10年

